

学校給食用物資納入業者注意事項

1. 学校給食用物資納入業者の登録は、毎月の取引を保証するものではありません。給食物資の安定供給ができる業者を評価するための登録です。
2. 業者登録は年度単位で2年毎に更新します。
3. 新規登録は随時行い、審査により追加します。なお、審査において当学校給食センター職員の実地衛生検査等を実施する場合があります。
4. 発注品に、著しい品質の劣化・価格差額が生じた場合、返品又は発注の取消しを行いません。
5. 物資代金の請求は、支出命令書（第4号様式）により、納品月の翌月の10日までに関係書類を添えて、提出してください。
6. 物資代金の支払いは、支出命令書を受け付けた月の25日（当日が、銀行休業日の場合は翌営業日）までに口座振替により支払います。
7. 支出命令書、納品書及び請求書には、必ず代表者印（個人の場合は個人印）を押印してください。
8. 会社の名称、代表者、住所・連絡先、振込銀行口座、代表者印（個人の場合は、個人印）、会社印等に変更があった場合は、文書にて速やかに報告してください。
9. 登録申請の際に提出する健康診断書及び検便検査書は従業員が20名以上の場合、一覧表形式で提出されるようご協力をお願いします。